

# 胸部レントゲン検診のお知らせ

～1年に1回は  
胸部レントゲン検診を受けましょう～  
10月1日(月)

中谷川公会堂前	9:00	～	9:05
高尾JRバス停留所	9:15	～	9:20
楮佐古公会堂前	9:40	～	9:45
神池消防屯所前	9:55	～	10:00
黒代公会堂前	10:20	～	10:25
開発センター前	10:50	～	11:05
奥物部ふれあいプラザ	11:15	～	11:25
猪野々消防屯所前	13:00	～	13:05
府内簡易郵便局前	13:20	～	13:25
吉野公会堂前	13:35	～	13:40
佐敷公会堂前	13:55	～	14:00
保健福祉センター香北前	14:20	～	14:35

10月2日(火)

久保高井多目的集会所	9:30	～	9:35
五王堂消防屯所前	9:50	～	9:55
安丸郵便局前	10:05	～	10:10
香美市役所物部支所前	10:20	～	10:30
塩公会堂前	10:45	～	10:50
根木屋公会堂前	11:00	～	11:05
旧岡ノ内中学校	11:15	～	11:20
別府体験実習館前	11:40	～	11:45
谷相 旧JA事業所前	13:30	～	13:35
五百蔵 旧JA事業所前	13:55	～	14:05
下野尻生姜貯蔵庫前	14:15	～	14:25
永野 消防屯所前	14:50	～	14:55
香美市役所香北支所前	15:15	～	15:30

**【対象】**40歳以上で、今年度、まだ受診されていない方(対象の方には受診票をお送りします)  
なお、受診票の送付を止められていた方で、受診を希望される場合は左記までご連絡ください。受診票をお送りします。  
**【料金】**  
200円(40歳～64歳)  
※65歳以上の方は無料  
**【問い合わせ先】**  
健康づくり推進課  
☎59-3151

10月3日(水)

繁藤出張所前	9:20	～	9:30
香長コミュニティセンター	10:00	～	10:10
新改北部構造改善センター	10:40	～	10:50
入野・山本利雄氏宅前	11:00	～	11:05
西町公民館	11:30	～	11:50
加茂・岩村商店前	13:10	～	13:20
JA土佐香美土佐山田支所	13:40	～	14:00
香美市本庁舎南側駐車場	14:20	～	15:00

10月4日(木)

佐岡・藤原商店	9:00	～	9:10
宮の口公民館	9:25	～	9:30
影山多目的集会所	9:50	～	10:00
片地多目的集会所	10:15	～	10:40
プラザ八王子	11:10	～	11:50
東上一公民館	13:10	～	13:35
ふれあい交流センター	14:00	～	14:10
中野公民館	14:30	～	14:40
岩村老人憩いの家	15:00	～	15:10
栄町 バリユー・ノア駐車場	15:30	～	15:50

国保だより(その1)

平成20年4月から  
特定健診・特定保健指導が  
はじまります

医療制度改革により、平成20年度から従来の住民全員を対象とした基本健康診査に代わり40～74歳の国民健康保険被保険者を対象に、医療保険者(国民健康保険係)が主体となって『特定健診・特定保健指導』を行います。  
目的は、「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目して、生活習慣を改善し、高血圧症、高脂血症、糖尿病などの生活習慣予防の対策」となっています。

名称は『特定健診・特定保健指導』となりますが、従来の「基本健康診査」とほとんど健診内容は変わりません。  
1年に1回は健診を必ず受け、必要に応じて保健師・管理栄養士の指導を受けましょう。  
今後とも広報を通じて随時お知らせしていきます。

**【問い合わせ先】**  
保険課 国保係 ☎53-3115

# 平成20年4月から 『後期高齢者医療制度』に変わります

後期高齢者医療制度は、県内すべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が運営するもので、広域連合では、保険料の決定や医療の給付などを行い、市町村では、保険料の徴収と窓口業務を行います。

75歳（一定以上の障害がある方は65歳）以上の方は、保険料を納めていただくとともに、広域連合が交付する被保険者証を医療機関に提示して、診療を受けることとなります。

◆75歳になると新制度へ75歳になると、現在加入している国民健康保険（国保）や被用者保険などの医療保険を脱退して、後期高齢者医療の被保険者となります。その際、新たな届け出などは必要なく、後期高齢者医療の被保険者証は、保険課から配布されます。

ことで、保険料を負担していただくこととなりますが、これまで加入していた国保や被用者保険を脱退することになりますので、これらの医療保険で負担していた保険料はなくなります。

◆負担は老人医療と同じ  
被保険者の方が、診療を受けた際に医療機関の窓口で支払う金額は、医療費の1割（現役並みの所得のある方は3割）です。

また、支払った金額が所得に応じた一定の上限額を超えたときは、高額療養費として超えた分は払い戻されます。

このように、診療の際の負担などは、現在の老人医療と同じです。

◆所得の低い方は軽減  
所得の低い方は、国保と同様に世帯の所得に応じて保険料が軽減されます。

さらに、被用者保険の扶養家族の方が、75歳になって後期高齢者医療に加入すると、新たに保険料を負担していただくこととなります。ただし、これまで保険料の負担がなかったことから、加入時より2年間は保険料が軽減されます。

◆申請等は保険課窓口へ  
後期高齢者医療の各種の申請や届け出などの受付は、保険課窓口で行います。

◆保険料は所得に応じて個人ごと  
保険料は、介護保険と同様に被保険者個人ごとに所得に応じて算定されます。

後期高齢者医療が始まる

◆保険料は主に年金から  
保険料の徴収は市町村が行いますが、介護保険と同様に年金からの天引きとなります。

天引きの対象となるのは、年18万円以上の年金額がある方で、介護保険料と後期高齢者医療の保険料の合計額が、年金額の2分の1を超えない場合に天引きとなります。

【問い合わせ先】  
保険課 医療年金係  
53-3-115  
・高知県後期高齢者医療広域連合（高知市丸ノ内2丁目4番1号）  
088-821-4526

